

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

池田町は、近年人口が減少傾向で推移し、高齢化が進み地域内における就業者数は減少傾向にあり、今後もこの傾向で推移していくことが見込まれる。

平成 28 年の経済センサスによると事業所数（卸売業・小売業）は、79 事業所、従業員数は 418 人、年間商品販売額は約 47 億円となっている。

同じく令和 2 年の工業統計調査によると、製造業（従業員 4 人以上）の事業所数は 22 事業所、従業員数は 647 人、製造品出荷額等は約 142 億円となっている。

現在町内における中小企業は、人手不足等の課題に直面しており、生産性の向上による新たな事業基盤の構築を図り、健全な経営の推進と安定した雇用の確保が課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内産業の生産性の向上を短期間に実現することを目指す。

これを達成するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

池田町の産業は農業、建築業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

池田町の産業は、多岐にわたる業種が町内各地に存在するため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

池田町の産業は、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象業種・事業については、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる業種、事業であれば全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

町税を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。